

いただいたご意見（原文のまま）	市選挙管理委員会の考え方
●期日前投票所の見直しについてのご意見やご提案	
<p>1</p> <p>私は巢南庁舎の期日前投票所の廃止に反対いたします。理由は投票機会の減少による投票率の低下です。</p> <p>昨今、さまざまな選挙が行われておりますが、年々投票率が低下しております。有権者の投票率の低下は住民生活に直結する事柄に対して、民意が反映されにくい環境が作られるものだと考えるからです。住民の生活の中で投票所をみる、選挙の情報に触れる機会を増やすことによって、投票率が向上するのではないのでしょうか？私は、旧巢南町の住民ですが、印鑑証明書や各種届け出などは巢南庁舎で行っており、瑞穂市役所穂積庁舎へいく機会はめったにありません。そのため、巢南庁舎での期日前投票所が閉鎖されることとなりますと、投票機会が減ることとなります。私に限らず、巢南地域の住民も同じような環境にある方が多いと思います。</p> <p>ふたつめに、期日前投票者が増加傾向にあることです。生活環境が変わり、日曜日は家族で市外に旅行に出かけたり、仕事に従事される方も増えております。その中で期日前投票制度も作られたと承知しておりますが、その場所が限られることによって期日前投票をしたいと思っても、生活圏に期日前投票所がないとなると投票に対するハードルが上がることになり、ついには投票できなかつたということにつながるのではないのでしょうか。</p>	<p>投票率の低下については、市選挙管理委員会としても、従来から課題として捉え、さまざま取り組んでいます。しかし、都市部に見られる有権者の意識の低さが、まさにそのまま現状として表れており、引き続き取り組むべきテーマです。今回いただきました「生活の中での選挙に触れる機会が大切」という貴重なご意見を大切に、今まで以上に啓発活動等に努めることが必要と認識しています。</p> <p>分析しますと、顕著に投票率が低いのは若い世代です。このため、若い世代への働きかけを重要視している自治体も多く、瑞穂市でも投票立会人を若い世代の方に経験いただき、選挙により関心を持っていただく取り組みを行っています。</p> <p>ご指摘のように、期日前投票所が1箇所となることで、投票に対するハードルが上がることがないよう、選挙を身近なものとして感じていただけるような啓発活動を行うことで、努力していきたいと考えています。</p> <p>また、岐阜県下の合併した市で最も面積が小さいのは瑞穂市で、瑞穂市の倍以上の面積の市でも期日前投票所が統合されているにもかかわらず、投票率が瑞穂市よりも高いという現実から考えますと、有権者の意識を高める啓発活動により力を入れるべきと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>

2	<p>投票環境の「効率化」という名のもとで、巢南庁舎期日前投票所の廃止することは、瑞穂市民にとって、2重にも3重にも許しがたく撤回すべきです。</p> <p>そもそも期日前投票は、2003年の公職選挙法改正により、従来の不在者投票は2重の封筒に入れるなど手間がかかったため、手続きがいっそう簡素化されて創設されたものです。その精神は、憲法に保障された国民の基本的人権のひとつである参政権をより保障するためであり、投票率の深刻な低下が大きな社会問題となっているもて、この期日前投票を今後もいっそう定着・発展させることは、今日の日本社会の強い要請となっています。</p> <p>期日前投票に市の財政負担が掛かるという理由で、市内にわずか2か所しかない期日前投票所を1か所にするという計画は、期日前投票を創設した趣旨、また今日の社会の要請にも明らかに逆行しています。</p>	<p>ご指摘のとおり、最も重要視すべきは、より多くの方が選挙に関心を持っていただき、投票に来ていただけることだと考えます。</p> <p>巢南地区から穂積庁舎へ来ていただくのは、距離的に遠くなることになり、ご不便をおかけすることには違いありませんが、現状として穂積庁舎の期日前投票所へ来ていただける巢南地区の方が増加している実態もあります。穂積庁舎期日前投票所では、駐車スペースを会場入り口近くに設置していますし、バリアフリーも整っておりますので、出入りは容易です。高齢者の方やお体のご不自由な方にも来ていただきやすく、投票しやすい環境を整備していきます。</p>
3	<p>真に必要な見直しの基準とは、上記で述べたとおり、憲法に保障された基本的人権を守ることであり、市民の投票の機会をより保障することができるか、否かです。平成23年4月の統一地方選挙より、古橋投票区呂久投票区の統合が実施されてきましたが、そのことで車に乗れない高齢者が投票所に行かれないという事態が起きています。この問題でも、やはり財政的な理由などで仕方がないと高齢者を切り捨ててよいのか、市政の根本姿勢の問題として厳しく問われています。呂久地域の高齢者などの声に耳を傾けて、真摯に改善を図ることが必要です。</p>	<p>投票所の見直しにより、投票所が遠くなる場合には、どうしても選挙に来ていただく方のご負担が大きくなることは事実ですので、申し訳ありません。</p> <p>しかし、投票区・投票所の見直しは、合併の目的・主旨の課題であり、市選挙管理委員会は勿論のこと市役所全体としても、検討を重ねて今回の期日前投票所の見直しを行うものですので、ご理解をいただきたいと思えます。</p>

4	<p>期日前投票所を減らしても支障がないとの発想は、旧来の「クルマ社会」のもとでは可能ですが、高齢化社会のもとで、車を運転できない高齢者が急速に増えることが予想されるなかで、「クルマ社会」からの発想を根本的に改めること、高齢者や障がい者などの交通弱者にやさしいまちづくりへと、瑞穂市政のこれまであり方を根本的に転換することです。その点からも期日前投票所の巢南庁舎を廃止してはいけません。また、この際に巢南庁舎は、バリアフリー構造にして改善を図ることが必要です。</p>	<p>今後の社会の状況を考えると、投票所の在り方に限らず、何事においても、今のままのシステムでうまくいかないことが生じてくることは明らかだと思います。ご指摘のとおり、市政のあり方を時代の流れに即して転換していく姿勢はとても重要だと認識しております。</p> <p>期日前投票所の見直しについては、多くの自治体で投票所の統合が行われ、現在、その検討をしている自治体が多いのも実情です。特に瑞穂市は、県下で最も面積が小さい市であることから、期日前投票所の統合は、兼ねてからの課題です。投票率の向上にも努力をしながら、行政コスト削減を課せられているのも行政の使命ですので、ご理解をお願いします。</p>
5	<p>6月からの参議院選挙ではネット投票が解禁されるし、行財政の改革効率化のためにも狭い瑞穂市では1箇所が良いと思います。</p>	<p>ご理解ありがとうございます。今回の公職選挙法の改正により、インターネット等を使った選挙運動が解禁になるなど、選挙制度も時代に合わせて改正が行われています。この改正の目的としては、有権者のより適正な判断と投票行動を資するためのものです。市選挙管理委員会としても、有権者一人ひとりの貴重な一票が生かされるよう、絶えず検討しつつ、より時代に即した改革を図っていきます。</p>
6	<p>投票率向上のために、住民が利用するトミダヤやバロー、PANT6などのスーパーに期日前投票所を設置してはどうでしょうか？生活の中でいかに選挙、投票という機会に触れるかが投票率向上に寄与するものと確信しております。</p>	<p>期日前投票所を増やすためには、二重投票などの防止のため、即時に選挙権を確認できるコンピュータのネットワークの関係上、現段階では、期日前投票所の場所を変更することは難しい状況です。今後の検討課題として研究したいと思います。</p>
7	<p>今の穂積庁舎の期日前投票所は、北の倉庫で日も当たらず暗く陰湿な怖い場所でもありもっと明るいところ市民センター等に変更してもらいたい。</p>	<p>穂積庁舎の期日前投票所の場所は、倉庫ではなく、穂積庁舎第2庁舎の1階ロビーです。照明も配慮していますので、ご理解をお願いします。</p>

8	<p>この一週間の時期だけ、まず、試験的にでも不在者投票用の役場のマイクロバスを職員の方の運転でだけいただけないか？又は3～4名乗り合わせてOKのタクシーチケットを配布して下さるとか。中止というだけでなく、代替手段を考えて下さい。</p>	<p>巢南庁舎から穂積庁舎へ来ていただく際の手段のひとつとしては、みずほバスがあります。コミュニティバスですので、限られた本数しかないのご不便をおかけしますが、巢南庁舎→穂積庁舎→期日前投票→穂積庁舎→巢南庁舎と乗り継ぎ良く投票していただける便もありますので、是非みずほバスをご利用いただけるとありがたいです。</p>
9	<p>瑞穂市への転入以来、期日前投票を実施しているが、毎回感じるのは、瑞穂市役所の駐車場の少なさです。</p> <p>サービスとして、駐車場を市民に貸し出しするのは、大きなサービスと思うが、実際に市役所に必要な用事がある人が市役所に近いスペースに止められないのは、おかしいと思います。</p>	<p>総合センター等での行事と重なっている場合ですと、タイミングによっては、大変な混雑で駐車できず、ご迷惑をおかけしている場合もあり、大変申し訳ありません。今までも、期日前投票所入り口に近い場所に、数台分の期日前投票用の駐車スペースを設置しておりますが、今後も確保していきますので、ご不便をおかけすることもあります。よろしくお願いします。</p>
10	<p>投票する際に、何故期日前投票をする必要があるのかをアンケートをとられるのも、分かりません。ここまで聞くのかぐらいまで聞かれており、もう少し簡略化すると、利用する人が増えるのではないかと思います。</p>	<p>期日前投票ができる事由としては公職選挙法第48条の2に定められており、これに該当するかの確認も法律上必要です。また法令では、期日前投票をする際にはその事由を申し立て、その申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出する必要がありますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
<p>●選挙に関するその他のご意見・ご提案</p>		
11	<p>穂積地区の穂積小学校と市民センターも投票所距離も近くどちらかをなくしても良い。</p>	<p>行財政の効率化を考慮された前向きなご意見ありがとうございました。しかしながら、各投票区の規模を考えましても、さまざまな観点からの考察が必要になりますので、長期的なスパンでの検討事項とさせていただきます。</p>
12	<p>市役所職員等立会人は業務中であり、服装などもしっかりともらいたい。</p>	<p>皆様が気持ちよく投票をしていただけるよう、配慮した身だしなみや服装、応対に努めます。</p>

●パブリックコメントについてのご意見・ご提案		
1 3	投票所の現状資料について、巢南庁舎は時間と投票日前日の土曜日はできなく、一概に同じ比較できない。(備考に書くとか、正確な資料を公表してください)	資料の説明が行き届いておらず、申し訳ありませんでした。期日前投票所の設置については、公職選挙法48条の2第3項の読み替え後の同法39条に規定があり、期日前投票所を複数設置する場合は、1箇所为期日前投票所を除く期日前投票所においては、期間や時間を選挙管理委員会により指定できるようになっており、巢南庁舎期日前投票所においては、閉じる時間を繰り上げ、期日は投票日前々日までとし実施してきました。その実績としての数値が資料に掲載したものです。
1 4	要望をパソコンメールや、ファックスでということですが、意見を言えない高齢者の方の不便も考えて下さるようお願いいたします。要望を役場まで足を運べる方ばかりではないので、よろしく願いいたします。なお、次回のほづみバスの利用状況や1ヶ月ごとに高齢者の数なども考えていただいて、ほづみバスが、みなさんに利用していただけるよう配慮ください。	パブリックコメントの意見の提出方法は「瑞穂市パブリックコメント手続実施要綱」第6条第2項に定めがあり、今回のパブリックコメントもこれに沿って実施したものです。パブリックコメントは、市民との協働のまちづくり、公正で民主的な市政の推進に資するために実施するものです。ご意見は正確に汲み取る必要があるため書面(直接、郵便、ファックス、メールを含む)で提出していただくことになっています。提出していただく方にも、真摯なご意見をお願いできるよう、住所及び氏名を書いていただくことになっています。